

# 補強コンクリートブロック造の塀に係る取扱い

広島市建築指導課

建築基準法施行令（以下、「政令」という。）第62条の8の規定を適用するに当たり、次のとおり取扱う。

## 1 ブロック塀の高さについて

- (1) ブロック塀の高さは、ブロック塀が接する地面から上端までとする。
- (2) ブロック塀の両面に高低差がある場合は、低位の地面からの高さとする。
- (3) J I S A 5372(プレキャスト鉄筋コンクリート製品)規格その他耐力を有する側溝がブロック塀の基礎を拘束するよう有効に設置された場合を除き溝底からの高さとする。(図1参照)

## 2 擁壁をブロック塀の基礎とみなす場合

鉄筋コンクリート造、又は無筋コンクリート造（重力式）（以下、「鉄筋コンクリート造等」という。）の擁壁を基礎とみなす場合は、次の各号に適合すること。

ただし、(1)を除き、政令第62条の8ただし書による場合はこの限りでない。

- (1) 鉄筋コンクリート造等の擁壁は、宅地造成等規制法施行令第7条に適合すること。この場合、ブロック塀の自重を考慮すること。
- (2) ブロック積部分の高さが1.2m以下の場合、政令第62条の8第五号及び第七号は適用しないことができる。
- (3) 高さ1m以上の鉄筋コンクリート造等の擁壁の場合、ブロック積部分の高さを1.2m以下としなければならない。(図2参照)

## 3 控壁について

- (1) 全長が3.4m以下の場合であっても、控壁を最低1か所は設けること。
- (2) 控壁の基礎とブロック塀の基礎(擁壁を基礎とみなす場合を含む。)は、一体の構造とし、底盤の深さを同一面とすること。

## 4 その他

- (1) 当該ブロック塀は、建築物に附属する塀で、コンクリートブロックを3段以上積み上げたものを対象とする。  
※ 塀とは、敷地などの境界線に設けられる連続した壁、(略)人や動物の侵入防止、他からの視線の妨げ、防音・防火などの目的を持つ(建築大辞典 彰国社)
- (2) 上記に記載がない事項は、壁式構造関係設計規準集・同解説(メーソンリー編)2006(日本建築学会)の基準を参考にすることを推奨する。
- (3) 政令第62条の6の適用があることに留意すること。

## 5 適用

- (1) 擁壁をブロック塀の基礎とみなす場合、各部と高さに応じ、本取扱いの適用についての分類は(表)のとおりである。
- (2) 本取扱いは、平成31年4月1日以降、確認申請又は建築されるものから適用する。

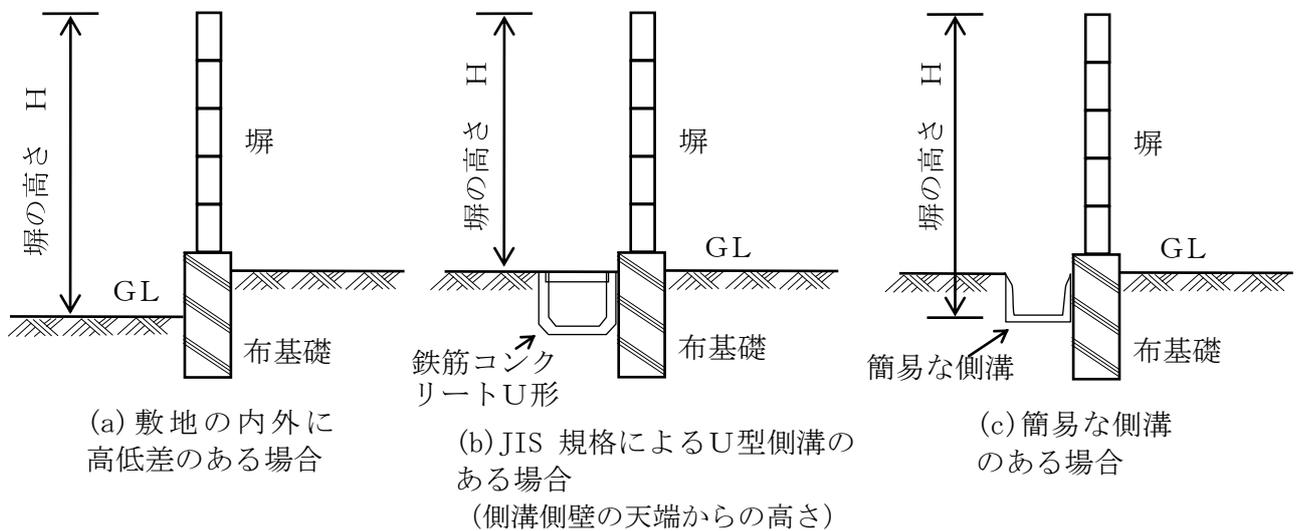
(表) 本取扱い適用（擁壁をブロック塀の基礎とした場合）

擁壁の高さ (基礎同等)	各部の高さに応じた本取扱いの適用についての分類					
	1.0m未満		1.0m以上			
ブロック積部分の高さ	0.4m (※1)超～ 1.2m以下	1.2m超		0.4m(※1)超～ 1.2m以下		1.2m超 (不可)
総高さ(低位の地面からの高さ)	0.4m超～ 2.2m未満	1.2m超～ 2.2m以下	2.2m超 (※2)	1.4m超～ 2.2m以下	2.2m超 (※2)	2.2m超 (※2)
本取扱い(仕様規定)の適用	○	○	× (構造計算が必要)	○	× (構造計算が必要)	× (構造計算が必要)
控え壁の要否	不要	要	—	不要	—	—

(※1) 2段以下はブロック塀に該当しない。

(※2) ブロック積部分の高さに関係なく、総高さが2.2m超であれば、構造計算により構造耐力上安全であることを確認すること。(政令第62条の8ただし書)

【図1】ブロック塀の高さの測り方



【図2】鉄筋コンクリート造等の擁壁をブロック塀の基礎とする場合

